慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	在フィリピン・スペイン系イエズス会士の日本布教志向(下)
Sub Title	Aspiracion a la Evangelizacion de Japon, por los Jesuitas Espanoles en las Filipinas
Author	柳田, 利夫(Yanagida, Toshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.1/2 (1991. 12) ,p.1- 22
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19911200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

在フィリピン・スペイン系イエズス会士の日本布教志向(下)

柳田利夫

八　他地域への渡航禁止Ⅱ

ヴァリニャーノの意図で派遣された天正遣欧使節のヨーロッパ到着と前後して、一五八五年一月二八日付でグレゴリウス一三世によってスペイン系の他修道会士の日本布教を禁止し、日本布教をイエズス会に独占させる旨の小勅書が発布された。このことは広く知られている事実であるが、それとほぼ時を同じくして、ローマのイエズス会本部もフィリピンからのスペイン系イエズス会による日本・中国布教許可の申請に対して、否定的な反応を示してゆくことになったことは、さほど知られていない。これはグレゴリウス一三世の小勅書発布の経緯と、マニラの聖俗両面からの中国武力征服論がスペイン本国において否定的に扱われた経緯とを考えれば必然的なことでもあった。別の言葉で表現すれば、ここで扱われている在マニラ・スペイン系諸修道会士の日本（中国）布教志向とローマでの禁止とは、当時のフィリピン諸島における聖俗両面からの中国・日本進出志向と、スペイン・ローマ聖俗両面のそれに対する反応と軌を一にしているものであったといえよう。もっとも、それらが、一枚岩の如く機能していたのでないこともまた、軽視すべきではないであろう。そこで、最後に、ローマの総会長アクワヴィーヴァが、フィリピン諸島からの要請にどのように反応したかを、彼がフィリピンに送付した書簡の控えから見てゆくことにしたい。

まず、一五八五年三月二五日付でアクワヴィーヴァは、さかんに中国や日本への布教許可を求めていたエルナン・スアーレス宛に書簡を送り次のように書き送ってい

る。

尊師が手紙によって私にお伝えくださったように、フィリピンの事業に大いなる熱意を持っていらっしゃるのはもっともであると思います。なぜなら、思うに、主がそちらで多くのことを為し給う準備が整えられているからであります。麦は多く、援助の必要性も大きいのでありますから、私は尊師に対し、中国に対する望みをいつまでも抱くことでこれが妨げられるようなことのないように、その葡萄畑とその仕事に全情熱と熱意とを注がれることを望みます。こう申し上げますのは、そちらの富（布教成果の可能性）は、毎日より明確に経験しておりますように、大きなものであり、多くの理由からその地から離れないことが大切であるからであります。尊師ももうご理解いただけたと思いますが、特に中国に向かうことは役に立つよりは、むしろ不都合の方が多いからであります。言葉を学習することに関しては命令が出されておりますが、それは望んでいる成果を挙げるためにはそれがとても重要であるからであります。(1)

この書簡の日付けの三日後、三月二八日にはマニラの院長であるアントニオ・セデーニョと、アロンソ・サンチェスに宛て総会長アクワヴィーヴァはそれぞれ書簡を送っている。セデーニョに対しては次のように書いている。

尊師及びパードレ・アロンソ・サンチェスが私に最後に書き送っていらっしゃった手紙を受け取りました。それら（の手紙）からパードレ（サンチェス）の（中国への）旅のこと及び、そちらの土地における状況について知りました。尊師が意気を阻喪しないように望みます。フィリピンの事業は当初必ず大きな困難に直面するでありましょう。そして、今尊師には、原住民を担当することをしなければ、成果を挙げる方策などないように思われるかも知れませんが、実際にやってみれば、土地は広大で、全ての者のために実行すべきであるとすれば、働き手が供給し得る以上の必要性があることが尊師にお分かりになってゆくことでありましょう。従って、原住民の件を引き受けることは、我々にとって適当ではなく、また、中国に向かって出発するといったこともまた適当なことではないことは明かであります。(2)

次に、同三月二八日付で、サンチェスに対しては次のように書き送っている。

尊師が手紙によって私にお伝えくださっている（中国への）長い旅は、たとえ尊師には大変困難なものであったにせよ、我々に情報を与える結果になりました。（中略）私はフィリピンから離れることは役に立たないばかりでなく、大いに不都合になると確信いたします。むしろ、時とともにフィリピンでしなければいけないことがとても多くなり、フィリピンの外ですべきことを見つけるよりも会員の援助を求めることが必要となるでありましょう。それ以外についてはメキシコ管区長のアントニオ・デ・メンドーサに伝えられるでありましょう。アントニオ・セデーニョにも書きましたが、尊師にもただ次のことをお願い致します。即ち、もちろん手がけているところのものに修道士的な情熱が注がれていることとは思いますが、それは健康に配慮しながら（?）teniendo cuenta con su salud であるようにしていただきたいということであります。そうすれば、主への奉仕とともに隣人にとっても大いに役に立つと思われます。もし、健康が la salud が損なわれれば、隣人への援助は少なくとも妨げられるのであります。全てにおいて国王陛下がお役に立ちたいとお望みであるように、陛下のお役に立つようにするために尊師に対して主が聖なる愛と（一語不詳）とをお与え下さいますように。(3)

また、同じ日にフランシスコ・アルメリッチに対してもアクワヴィヴァは書簡を送り、同じ問題に対して次のように書き送っている。

尊師がフィリピンの事業に熱意と宗教的服従とをもって入ったことから、その旅の成果は非常に大きなものとなるでありましょう。なぜなら、そのようにうまく始められたものはかならず良い結果をもたらすことになるからであります。私は尊師の書簡で私に報じていらっしゃるように、尊師が熱意を持ってそちらに赴きになったことでとても慰められております。わたくしは尊師に対しそういった類の事業に起こりがちな苦労や困難に拠って、尊師がその熱意を失ってしまうようなことのないようにお願い致します。主は全てにおいて良き出口をお与え下さいますでありましょう。(4)

以上のような一五八五年三月の総会長書簡からは、中国に向かうことは不都合であるという姿勢がはっきりとしてきてはいるが、それを明確に禁止するには到っていない。他方、フィリピンの原住民に対する直接的な布教についても従来の姿勢を変えず、許可を与えるには到っ

ていない。アクワヴィーヴァ自身は、世俗権力側からの要請によって開始された感の強いイエズス会士のフィリピン進出に対して、この時点でも懐疑的であったと言わねばならない。それにもかかわらず、その可能性を示唆することで、フィリピンからの他地域への移動の希望を抑えようとしていたようである。翌一五八六年になると、ローマの本部は他地域への渡航禁止を一応決定し、それをフィリピンへ伝達することになる。

総会長アクワヴィヴァは一五八六年二月に、在マニラのイエズス会士に対して書簡を送付し、フィリピンに在住もしくは交易するために渡来する中国人のために中国語を学習することの許可を与える一方で、中国や他地域に関する事柄に会員が介入することを強く禁止している。これは実質的な渡航禁止令であった。まず、二月二四日にはセデーニョに宛て次のような書簡を送っている。

そちらの地で尊師が健康を損ねていらっしゃることがとても気になりますので、（尊師が）それ（健康）を取り戻せるような命令が出されることを望んでおります。そこで、メキシコの管区長に対し、（フィリピンの）土地は（尊師）の（健康に）とても良くないので尊師を別の者と替えるように通告しております。

そちらの地で会員が行なうべきことに関しては、尊師が私に書き送ってきた最後の手紙の中にあるように、その地は広大で、そこにおいては毎週のように他の地方との交通や交渉が開かれ拡大しているので、何等かの仕事が見いだされるものと了解しました。また、我々が少しでも言葉の学習に励めば、必ずそれは行なわれると信じておりました。尊師が手紙の中で知らせてきているように、これまでに見いだされた仕事のため、そちらに残留するのが良いのか、あるいはそれを放棄するのが適当かについて十分に検討を加えるでありましょう。このことを、主に委ねて決定を下す前に、メキシコ管区長に依頼するでありましょう。他のことが決定されない間はこの島で取引を行なっている者達を援助するために、中国人の言葉を学習するのも良いと思われます。しかしながら、それは、そちらから中国に渡るつもりで行なってはなりません。この点に関して尊師に強く次のことを御依頼致します。すなわち、会員の誰かが中国マカオあるいはモルッカ諸島や日本に関することに決して介入してはならず、そうすることを許可してもならない、ということであります。なぜなら、このことからそちらで生じ得る最大の不都合

が多く生じるからであります。この点に関しては、国王の役人達と交渉することから手を引くのが適当であり、我々の会本来の事柄に邁進することで満足するようにしていただきたい。(5)

この日、アクワヴィーヴァはメキシコ管区長アントニオ・メンドーサに宛て書簡を送り、このセデーニョ宛書簡の内容を伝達している。そこでは、まず、健康上の理由からセデーニョをフィリピンからメキシコに呼び戻し、他の者をフィリピンの上長として任ずるように命じた後、次のように書き送っている。

彼（アントニオ・セデーニョ）に対して、先ず第一に、彼及び彼の配下の者は、主が彼の諸島において行うように彼らにお与えになった事柄に従うことで満足し、決して誰も中国に渡ってはならない。たとえ国王の役人達がそれを求めても、こういった事柄に会員が介入するのは適当なことではない。(6)

また、アクワヴィーヴァは同日付のエルナン・スアーレス宛ての書簡では、次のように書き送っている。

八四年六月二〇日付の尊師の書簡を受け取りました。その中で私にお伝えくださっているように、働くことにとても熱心でいらっしゃること、そして、そういった事業に従事している者が持つべきその心の備えは、主を信じているものには決して欠けることがないことを見て、とても慰められております。何事においても初めには困難がつきもので、異教徒に主を知らしめ、真の健康の道に導くといった慈悲に関することではなおさらであります。しかしながら、経験は時とともに至高なる主のもとに私が望むように、すべてが平穏になることを示しています。そのことはそちらの国々でも経験済みのことでありましょう。言葉を学ぶことは大変でありますが、主の栄光と隣人の援助のためにはどうしても立ち向かわなければならない仕事の一つであります。なぜなら、言葉無しでは少なくとも原住民に対しては何もすることはできないからであります。その島以外に関する点についてはアントニオ・セデーニョに次のことを伝えました。即ち、そちらから他の地に向かうことは統治も航海も別なのであるから決して適当ではない。そちらで生じるであろうことについて十分に警戒するように。尊師の手紙の中でメキシコの諸事に関して私に指摘してくださった忠告は適当な時期に役にたつでありましょう。(7)

更に、同日付のライムンド・プラド宛書簡では、

尊師が手紙の中で書いているように、主の意志にあまり従わず、その父的な摂理をあまり信じていない者にとって、当地でしばしば生じる多くの機会 occasiones から抜け出させてくださり、かつ、他に信頼をおく者がいないので全てを主に信頼して善行を積まざるを得なくするような土地に連れていってくださったことを、主に感謝しているのはもっともなことであると思います。また、そのことは、主がお与えになられる恵みを受け取るための、大なる準備であることを信じていただきたく存じます。私は、今のところ、その地の言葉の学習に努力してくださるように望みます。それを知ればそちらの人々を援助する便宜に事欠かないからであります。無論大変なことであるとは思いますが、それなしにはその布教地の目的は達成され得ないのであります。あなたが学習を望んでいる中国語については、そちらに交易に来る中国人を援助するためにそれが適当かどうかを調べるようにアントニオ・セデーニョに委ねました。しかしながら、あちらに渡航することは同パードレに通告したように決して適当なことではありません。願わくは、外の人々を助けるためよりはむしろ、（フィリピンの人々を助けるため）援助を求める必要が生ずるようになる程多くの麦畑が見いだされんことを。(8)

それから四カ月ほど後の六月一六日には、八五年にフィリピンから送付された書簡がローマに到着し、アクワヴィーヴァはフィリピンのイエズス会士に対して再び書簡を送付した。そこでは、二月の指示を更に明確な表現で繰り返すことになった。まず、院長であるアントニオ・セデーニョ宛書簡では次のように書き送った。

八五年六月一六日付の尊師の書簡を受け取り、そちらの諸島で会員が従事すべきことについて存在する困難についてよく了解致しました。この件につき十分に考慮し、より適切と思われるところを通告するつもりであります。しかし、国王陛下がそちらに会員を配置なさるまでに費やした出費をも十分に考えなければなりません。従って、何がしかの言葉を学習するのに従事することがよいのではないでしょうか。もし、全員ができないにしても暇のある者がそうすればよいと思います。また、その諸島に通用している多様な言葉を習うことはできませんでしょうが、最も共通で一般的なものを習うことはできるでありましょう。

エルナン・スアーレスに関しては、メキシコの管区

長が彼を呼び戻すのが適当であると思われればそうするようにと通告致しました。彼は現在マニラで役に立っている以上に、オトミーの言葉でヌエバ・エスパーニャにおいては役に立つことができるからであります。

アロンソ・サンチェスがそちらのことについて私に通告してきたところは了解致しました。そして、その一部については対策が通達されております。また、尊師にも別の手紙でそちらから中国や日本へは会員は決して渡ってはならないと既に書き送っております。というのは、俗的には統一と一致が存在するとしても、国王フェリーペはこれらの航海は区別されるべきであると考えているからであります。しかしもしだれかが、中国語を学習したいのであれば、そちらに住んでいる中国人や交易に来る中国人を援助するためにそれをすることができるのは、既に通告した通りであります。(9)

この時、サンチェスにも書簡が送付されたが、そこには次のように書かれていた。

八五年六月一七日と一九日付の尊師の書簡を受け取りました。それらによって、別の書簡でも私に通告されたこと、即ちそちらに会員が定住することの困難について了解致しました。これはその対策を十分に考慮しなければならない問題であります。と申しますのは、(会員が定住するにせよ、退去するにせよ)どちらにしても不都合な点があるからであります。この件につき十分に考慮し、メキシコの管区長に通告するでありましょう。従って、アントニオ・セデーニョにはそちらの諸島で話されている言葉の内、最も有力な言葉を学習することに従事するのがよいと通告しました。また、もし、中国語を学びたい者がいれば、そちら経由であの王国に向かうことは不都合であるので、中国に渡るためではなく、そちらに居住する中国人や苦役にやって来る中国人を援助する為であればそうすることもまた良いことであります。あなたの書簡で述べられている他の事柄については、然るべき対策が既に通告されており、そのほかのことについても適当な時期にそうするように努められるでありましょう。(10)

総会長はこの二人の他に、ライムンド・プラドとエルナン・スアーレスの二人にも書簡を送付した。前者に対しては、次のように書き送っている。

八五年六月一五日付の尊師の書簡で尊師が私に書いているように、仕事に熱心に従事しているのを知って

私は格別に慰められております。その熱意がそちらに存在する困難さによって冷やされたり破壊されたりしてしまうのは理に叶ったことではありません。なぜならば、前の書簡[11]でも書きましたように、最も役に立ち、通用している言葉の学習にほんの少しだけ努力すれば、しなければいけないことはあると思います。要するに、重要なことには常になにがしかの困難さがつきまとうものなのであります。

そちらに居住する中国人や交易にやって来る中国人を援助するために中国語を学習することは悪いことには思えませんが、アントニオ・セデーニョにそのことは一任致しましたので、彼と相談していただきたく存じます。[12]

また、エルナン・スアーレスに対しては、次のように書き送っている。

八六年二月二四日付で尊師に書き送った書簡によって、尊師が八五年六月一三日および一七日付で書き送ってきた二通の書簡で報告している現存する困難さについて、私がどの様に考えているかはおわかりいただけたことと存じます。今、そちらの原住民を援助するために我々が望んでいる程の便宜は見いだされてはおりませんが、そちらで役に立つ言葉のいくつかを学習することはよいことのように思われます。そうすれば、少なくともなにがしかの仕事につき慰めを得ることができるからです。中国語についてはアントニオ・セデーニョに対し、彼の王国から交易にやって来る中国人やそちらの諸島に居住している中国人を援助するために、少しそれを学習するのは良いと通告しております。しかし、それはあちらに渡るためであってはなりません。なぜなら、そういったことは大変に不都合なことであるからであります。私は同パードレに前述の目的でその言葉を学習するのがよいかどうかを一任しておりますので、彼とご相談ください。私に報告くださったそれ以外の点につきましては対策が講じられるでありましょう。[13]

結局、フィリピンに到着したスペイン系のイエズス会士のほとんどが当初希望していた日本や中国に対する布教は、こうしてローマの本部からはっきりと否定され、一応の決着がついた。しかしながら、ローマの本部は依然として積極的にフィリピン布教を展開する決意を固めていたわけでもなく、また、この指示がフィリピンに届く前にも、フィリピンからは更に中国・日本布教につい

ての希望がローマに向け発送されることになった。

九　フィリピンからの報告Ⅳ

アクアヴィーバが前述のフィリピンの会員に中国・日本への渡航をはっきりと禁止する書簡を作成していたのとほぼ時を同じくして、一五八六年六月二五日付でスアーレスは総会長に宛て、前述の一五八五年三月二五日付のスアーレス宛総会長書簡（そこでは中国や日本への渡航の不都合なことが指摘されてはいるが、総会長ははっきりと渡航禁止を命じてはいなかった）及びインド副王からの禁令（フィリピンから東インドへの渡航禁止令）が届いたことを告げながらも、アロンソ・サンチェスがローマに派遣されるにあたってマニラで開催された会議での決議事項を伝え、マニラをヌエバ・エスパーニャから独立した管区として、マカオ・モルッカ・日本をその下に置くという考えを披瀝している。また、この書簡では他会士の中国・日本渡航に対しては強く反対しながらも、フィリピンのイエズス会士はそれが可能であることを繰り返し主張している。

（エルナン・スアーレスが文書にしてアントニオ・セデーニョに要求した五項目中の第五項）我々は、石灰と石で造ったカーサと教会を建設することのできるこの地にいる何人かの金持ちを捜すよう努めるべきであろう。これは（東）インド経由のものよりも確実で、健康的で、安全で、快適で、短いのでヌエバ・エスパーニャから当地を経由してマカオ・中国・日本などに渡るべき者達にとって通過のためのレシデンシアとして残すように猊下が御決定になるような場合のためであります。（中略）アロンソ・サンチェスからそちらに向かうに際して開催された協議会で、このレシデンシアと全インディアに関する事柄について、全員一致で次の事を猊下にお知らせすることが決められました。

第一点は、もし国王陛下がスペイン人をこの諸島に定住するために入植させるのであれば、イエズス会は当地に若者や現地人の子供のためのコレヒオを維持することができるであろう。そして読み書きから始めて、ラテン語や倫理神学などを彼らに教えることができるであろうということであります。しかしながら現在のような当地の事情では、イエズス会が恒常的なカーサを持ち定住することはできません。ただ、二人のパードレと二人のイルマンが、当地を経由してモルッカ諸

島・日本ないし、中国へ向かう会員を受け入れるために居住することはできるでありましょう。なぜなら、こちらにいるスペイン人のためだけであればこれで十分（四人が必要なだけ）だからであります。

第二点は、万一国王陛下が、この地が拡大するに従って、マカオ・モルッカ・日本をゴアの付属の地方としてではなく、こちらのアウディエンシア即ち、この諸島の統治下に統合するのであれば、猊下はこちらを独立した管区となさることができるでありましょう。そしてこの管区長はこちらのコレヒオとともに、ゴアの管区からはなれるマカオ・日本・モルッカ諸島及び、マラッカの責任を負うことになりましょう。このことは以下の理由によって適当であると思われます。まず、このレシデンシアは管区長が余りにも遠くに居るために全く巡回してもらうことができないことから多くの不都合をしのんでおります。今年は特に統治を行なっているアロンソ・サンチェスの「特殊な」行動様式のため我々は酷く苦しんでおります。書簡についても同じ事が申せます。なぜなら、こちらからみんなが手紙を書きますが、その中にはイルマンもおり、また、会における経験の乏しいパードレ達もおります。そして各人が自分の感情に、時には激情や悔しさのみから手紙を書いています。これはこちらが独立した管区になれば避けられることになりましょう。また、別の理由は、マカオや日本には改革のために、またモルッカ諸島の者には援助・慰め等において、こちら以上の必要性があると思うからであります。（中略）こういったことは、二年間で全てを巡回できる独自の管区長が一人いれば全て解決できるのであります。なぜなら最も離れたところでも八〇～一五〇レーグアのところにあるからであります。更に又別の理由は、この機会を捉えてこの町に別の地方のために言葉を学習するためのセミナリオを建設することができるであろうということであります。こうすれば、中国・チンチェオ・モルッカ・日本と交渉を（数語不詳）。これはポルトガル人達が持っているところを妨げることにはならないでありましょう。（中略）前述のところから生ずる第三の点は、こちらからのもののほうが（航海は）短く、健康的で、かつ安全でありますので、猊下は当地を経由して日本や中国へ会員が渡る道をおつけになることができ、また、メキシコと当地に、前進するために渡って来る会員が休息をとることのできる宿泊地を二

カ所持つことができるということであります。また、私の耳にしたところでは、国王は、イタリア人やスペイン人のイエズス会士がこちらの地方にいることを歓ぶという態度を示したということでありますが、これはポルトガル国籍の者よりも彼らのほうがより忠実なものであるので彼らを持つことでより王国が確固たるものになるからであります。

第四点は、教皇聖下及び国王がいかなる修道会も日本に渡ることはできない、また、当地から中国へ渡る道も開いてははらない、という禁令を出すことであります。このことは布教において将来にわたる混乱と躓きとをもたらす事になるからであります。そしてこれはイエズス会士の承認によって、別の事がふさわしいと思われるようになるまでのことであります。そしてイエズス会士だけが当地から（中国や日本へ渡る）権限を持つようにするべきであります。（中略）私は、もし猊下がこれをお命じになるのであれば、速やかにそうなされるのがよいと思います。なぜならば、アウグスティノ会士は来年こちらの諸島に彼らの会員を更に五〇人派遣するという手紙を受け取っており、跣足派では三〇人が派遣されるということであり、これら全ては日本へ渡るためで、もし国王陛下からのはっきりとした特別の禁令が厳罰のもとに当地のゴベルナドールに送られなければ、事実彼らはそうするでありましょうし、また法的にもそうでありましょう。こう申し上げますのは、（東）インド経由で我々が得る禁令はこちらでは問題にされないからであります。[14]

この書簡とほとんど同じ趣旨の書簡を翌日にもスアーレスは総会長に宛てて認めている。

（イエズス会士によって行われた会議で決定された総会長への要望事項の）第二点は、もし国王陛下が、こちらの長官がインドの長官に従属しないようにするために、モルッカ諸島やマカオそして日本の統治をこちらの諸島のそれと一緒にしようとお考えであれば、猊下はこれらの地のために独立した管区長を置くことができるでありましょうという点であります。この管区長は今現在においても必要であります。このように申しますのは、このレシデンシアは大変遠くにあり（メキシコ）管区長からも離れており、彼から巡回を受けるといった希望も全くありませんので、多くの不都合が生じておりますし、また生じて行くからであります。今年我々はそのことを十分に経験致しましたし、

これからは更にこの不都合は拡大していくことでありましょう。また日本の事についても、もしこちらに管区長がいれば、一年ないし二年で全管区を巡回し、慰めを与え、変更や改革をすることができるでありましょう。同じドクトリナが教えられることが非常に重要なことであると考えられていることを私は確信しております。またインドの管区長にはマラッカから向こう側の、一ダース程と思われる全ての要塞が残され、彼は十分になすべき事があるでありましょう。

第三の点は、たとえ今からでも状況がこのようであるので、当地から会員が日本へ向かう道が開かれ、猊下が当地を経由してイタリア人やスペイン人を、またポルトガル人はポルトガルを経由して（日本へ）派遣するようにしてくださるのが適当であると考えられました。この道の方が確実で短く、より健康的でもあり、メキシコとこちらで休息することができます。これは国王に対する奉仕の一つになると思います。また、国王はポルトガル人達を抑えて彼の国を一層安全なものとするためにこれらの国々にスペイン人がいるようになることを望んでいると言われております。また、ポルトガル人の悪習もイタリア人やスペイン人の清潔さでもって排除されることになりましょう。（意味不詳：los abusos portugueses con la pulicia italiana y española se quitarían cierto viven y comen afeminada y delicadamente y se hazen inútiles para las armas.）私はこの点は他の事柄と並んで十分に検討に値し、それなりの困難な点があることは分かりますが、それでもなお por peor tengo que la disciplina religiosa viniese a relaxarse.[15]

彼は、第四点としてイエズス会士が日本に渡ることについてフィリピンの長官に対し、便宜を与えるように国王から命令して欲しいこと、また、インド経由で他会士の日本への渡航禁止令は届いているがそれはこちらで問題にされないので、こちらに対してそれを別に交付して欲しいこと、などを繰り返し主張している。[16]

この書簡の表書きにはローマでの要約が記入されているが、そこには「三　ある協議会で猊下に提起すべきこととして決定されたことについての報告。かの地については救済策が必要であること。そして将来の救済策とは別に現時点について、猊下は日本へかの地を経由してイタリア人とカスティーリャ人を派遣すること。その道はより良く、より短く、かつ日本の事柄を改革するのに役

立つ。むこうに向かう会員は猊下の許可状だけでなく、国王からの彼らを厚遇するようにとの命令を携えること。また、国王と教皇から他の修道会士が日本に赴くのを禁止する旨の禁令を持って来ること。なぜならアウグスティノ会士が五〇人、跣足派が三〇人日本に渡るためにやって来るとの知らせがあったからである。

四　ヨーロッパで日本人に対してとられた歓迎に非常に慰められた。また、あちらでは彼らが呼んでやってきた日本人に対し、不注意があった。彼らは食料にも事欠き（以下不詳）」と記されている。そしてその後に別筆でローマでの決定が短く記されている。「あちら経由で赴くのは不都合である。」と。[17] スアーレスはその総会長の最終的な否定的命令を受け取らないまま、これらの書簡を書き留めた約二カ月後の、一五八六年九月二日死亡してしまった。[18]

例年であれば五月末ないし六月初旬には到着する筈のメキシコからのガレオン船が、前述のアクワヴィーヴァの日本・中国渡航禁止を命じた書簡（一五八六年二月二四日及び、六月一六日セデーニョ宛書簡等）を載せた一五八七年の船はたまたまそのマニラ到着が遅れた。[19] これに加えて、この年平戸領主の命令によって日本人がマニラに到着し、グレゴリオ一三世の小勅書の公布によって一段落した他修道会士の日本渡航希望が再燃した。セデーニョは、他会士の日本渡航の可能性につき積極的に行動したマニラ司教の諮問に答え小勅書の趣旨を説明してその場を収めた。[20] しかし、イエズス会士内部にも日本渡航希望は依然として存在し、このため、その年の六月二四日には前年死亡したスアーレスに代わってライムンド・プラドが、マニラに到着した日本人を実際に目にしながら、再度日本・中国への渡航希望をローマの総会長に宛てて送付することになった。また、他会士の日本渡航を懸命に防止しようとしたセデーニョ自身、微妙なニュアンスを含ませながらも、マニラが日本・モルッカ・中国の中継地として発展する可能性を認め、その重要性を指摘している。まず、ライムンド・プラドの総会長宛書翰から見て行こう。

そちらの地方からの知らせや猊下がお命じになっていることについて全く何も知らずに手紙を書いておりますので、ここでは簡単にいたします。（中略）中国や日本に対する私の希望については、再度抗弁する権利があると思います。と申しますのは、猊下に既に何度もそれを書き送ったのに、何も返答をいただいては

いないからであります。今年のようにあちらの地方からかなりの人数が船に乗ってやって来たのを見ると、私の望みは更にかき立てられるのであります。いずれにせよ、猊下は主の前において適切と思われる処を行いくださいますように。それがいかなることであれ、私には多分のことであり、主の栄光のために私は満足するでありましょう。(21)

六月二二日付のセデーニョの総会長宛書簡は、マニラに関して次のように報じている。

この港が、イエズス会にとって、マラッカ・モルッカ・日本・中国等の中央に当たるために重要であると考えられ、かつ、マラッカからマカオに向かうのも、この島に向かうのも同じ道でありますから、もし万一マカオの港が失われるような場合にはここを経由して日本へ行くことができるように思われるにしても、それは常に困難であったし、巡回されないことは大変に不都合であり、このためにはどのような方法があるかを猊下に対してこれまで述べて参りました。この港は、当地で為し得る成果のためにもまた、上述のことのために(22)も、会にとって適当な場所であると考えます。

このような書簡が、マニラからモルッカ経由で発送された後、メキシコからの定航船がようやく到着し、ローマ本部の他地域渡航禁止を命じた書簡がマニラに届けられることになった。九月九日付でセデーニョはマラッカ経由で ao. (親展) 書簡を総会長に送付し、次のように書いている。

ヌエバ・エスパーニャに向けてナウが出港した後、毎年（ヌエバ・エスパーニャ）から（フィリピン）にやってくる船が到着いたしました。それによって私は八六年二月二四日付及び六月一六日付の二通の猊下の書簡を受け取りました。双方ともほとんど同じ事柄が書かれております。猊下がお命じになっていらっしゃる、当地に滞在する者が他の地域に移ろうと考えてはならないということは、現在我々が担当しているものに集中するためにかなり効果がありました。この島の人々は教化される準備が整っているので、最も通用している言葉に習熟し、何人かをそれに集中させればしなければならないことはかなりあるものと思います。別の書簡で（フィリピンの布教には）多くの困難が存在すると書き送りはしましたが、毎日多くの情報と経験を重ね、イエズス会が当地に定着すれば人々の魂の利益を得ながら常に為すべきことがあることが明らか

になってきております。[23]

さらに翌一五八八年六月一七日にもセデーニョは同様の趣旨を繰り返し、次のように書き送っている。

マラッカ経由で八六年二月二四日及び同年六月一六日の二通の猊下の書簡に対して過日返答致しましたが、両書簡とも同じ内容ないし指令であり、猊下のご命令通りに全てが守られるでありましょう。その時及び常にこの地について書き送って参りましたが、今回私はパードレを召集して彼らの意見を聞き、猊下により明確な情報を送ろうと考えました。（中略）現地人については大勢居りますが、彼らを援助するには不都合があります。即ち言葉は多様でかつほとんど全ては修道会士によって担当されております。最近アウグスティノ会士がここから一〇〇レーグアのところにある一つの島を放棄しましたが、そこには五〇、〇〇〇以上の人々がおります。そこは健康的でとても豊かなところではあり、こちらの島々の中では最も良い人々が住んでおります。彼らがそれを放棄したのは孤立しているために修道会にとって害があったからであります。現在三、四人の在俗司祭と司教が一人おりその数は増えつつあります。ですからもし会が当地に定着すべきであれば、その島及びその周辺の島々において会は為すべきことが十分にあると思われます。当マニラにも多くの原住民がおり、当地に居住するようになる者が言葉を学習すれば、彼らを援助することもできるでありましょう。この他にこの（ルソン）島にあるカガヤンという地方も、まだ十分に鎮圧されてはいないのでありますが、働き手が不足しております。また、イロコスという別の地方もありますが、不健康な土地でありますので跣足派のパードレはそこを放棄してしまいました。

もし（フィリピンの）イエズス会が他の地方の現地人を援助しに行くことができるとすればこれまで何度も我々が書き送った不都合や苦労（第一に上長から巡回も慰めも得られないこと、第二に健康的な土地であっても放埒と暑さのために徳を磨くのには非常に不適当な地に居住しなければならないこと、第三に必要以上の人員をその町に保持する義務があり、それは他修道会でもそうであるので会の名誉に配慮するならば有識で有徳の者でなければならない。そして、こういった人々をごく僅かな成果のためにかくも離れた土地に保持することは多くの誘惑と不満足の原因となる

ように思われる）があっても、こちらの現地人を援助に来たい気持ちにさせるのに役立つという考え方に我々は十分に納得しております。もし中国や日本について期待されているところのことのため、或いはこちらが徐々に植民されて行くという希望を持っていれば、こちらも良い土地になるでありましょう。もし、猊下が会が（フィリピンに）定着する事が適当であるとお思いになるのであれば、我々は次のことを考えております。第一に前述のように（フィリピンに派遣される者は）有識で著名な人物であるべきであり、第二に巡回は受けられないという困難が依然としてあるにせよ、原住民を担当できるようにすべきであります。(24)

このように、セデーニョは基本的にフィリピンにイエズス会が「定着」し現地人に対する布教事業を担当することの許可をローマの本部に求める形で議論を進めながら、フィリピンに希望を持って会員が赴けるようにするためにというコンテクストではあるが、中国や日本への発展の可能性とその際にフィリピンの占める得る位置とを前年の書簡と同様に繰り返しているのである。

十　他地域への渡航禁止Ⅲ

フィリピンにおけるイエズス会の将来についてローマの本部が「定着」の断を下したのは一五九〇年に入ってからで、マドリードからローマに向かったサンチェスと総会長アクワヴィーヴァが慎重に議論を重ねた結果であった。一五九〇年メキシコ管区巡察師として派遣されたディエゴ・アベジャネーダに対してアクワヴィーヴァは四月に次のような指令書を与えている。

フィリピンには多くの修道会士がおり、大多数のしかも良質の部分を担当してきているというので、（フィリピン在住の）会員の多くは、会の援助をもっと必要としている別の地域でもっと成果を上げるようにしたほうが良いと考えていた。しかし、一方では会が既にあちらで獲得した多大の成果、現在受けている偏愛、会が獲得した非常によい地所、及び既に建設が行われたところのもの、その他援助をしてくれている多くの慈善家などのことを鑑みて、何人かの主要な会員は十分な基金ができることを期待し、既にフィリピンを放棄することは大きな不評をかうことになり、これまで会に対し高い評価を与えて好意を寄せてきてい

た国王陛下やその顧問達に対して重大な不満が伝えられるであろうと考えた。なぜなら、国王陛下はその定収入から会員の一人一人に対し維持費を出すように命じてきたからである。そこで、我々は以下のような結論に達した。会はそちらに定住する。会員はそちらで期待できる大きな成果を上げるために全力を上げて働く。そのためには以下のような事項に努力する必要がある。（中略　コレヒオ建設、教育等の具体策を列挙）第七、メキシコ管区長とマニラの地区長はあちらにいる者あるいはこれから派遣される者の迷いを覚まし、中国や日本その他の別のことについての考えを完全に排除するよう努めるべきである。(25)

十一　むすび

スペイン国王・メキシコ副王側の要請によって開始されたスペイン系イエズス会士のフィリピン渡航は、それがイエズス会側のイニシアチブに出たものではなかったため、具体的なビジョンを持たずに開始されてしまった。このため、実際にフィリピンに渡った会員達は、その多くが当初フィリピンよりもむしろ中国・日本への渡航を志向していたと言える。その希望は、フェリーペⅡ世のポルトガル併合により、一層具体的な形になっていったが、ローマの本部はこれに賛意を表すことはなかった。このためフィリピンの会員は、実際にほとんど担当すべきことのない現状と自分達の将来について困惑しつつ、中国・日本への布教を一つの突破口とみなしローマの本部にその許可を求め続けた。しかしながら、ポルトガル併合以降の政治状況は、必ずしも期待された方向には進展せず、フェリーペⅡ世自身がポルトガルの権益を犯すような行動を極力避ける形で進展して行った。このためローマのイエズス会本部は、フィリピンにおける会の将来についての最終的な判断を引き延ばし、そのことがフィリピン在住会員の不安をいっそう募らせた。結果的にローマ本部は一五八六年になってようやく他地域への渡航を最終的に禁止したが、その時点でもフィリピンへの定着を決断していた訳でもなく、またフィリピンからの撤退も世俗権力との関係から可能な選択ではなかった。こうしてようやく一五九〇年になって、ローマ本部も必ずしもその将来性を確信していたとは思われなかったフィリピンでの布教を、サンチェスとの協議の結果最終的に決定することになった。その決定もまた世俗権力の動向を見据えた上で下されたものであった。この決定を

受けたフィリピン在住のイエズス会士はフィリピン布教をその中心に据えるべく活動を開始し、他方で他会士の日本への渡航を阻止すべく努力するのであるが、彼ら自身による中国・日本への渡航・布教の可能性はともかくも、フィリピンが将来、中国・日本への進出の拠点になる可能性を捨てることは最後までなかったのである。

（1）Archivum Romanum Societatis Jesu, Roma. Mexico 1. ff. 67v–8
（2）Ibid., f. 69
（3）Ibid., f. 69v
（4）Ibid., f. 69
（5）Ibid., ff. 73–73v
（6）Ibid., ff. 74–74v (Felix Zubillaga S. I. Monumenta Mexicana vol. 3 Roma 1968 pp. 151–152) 引用部分に続けて、アクワヴィーヴァは、サンチェスの行動を厳しく批判し、メンドーサに対してサンチェスを叱責し、更迭を求めている。また、戦争によって布教を展開しようとする考え方に対して批判を加えた後、中国語の学習に関しては、セデーニョに代わってフィリピンの上長として赴任する者に対してセデーニョに通達したように、中国に渡るためではなく、フィリピンに渡来する中国人のためにそれを希望する者に中国語の学習の許可を与えるよう伝達するように書き送っている。ちなみに、サンチェスはアクワヴィーヴァに送付した書簡の中で、セデーニョはフィリピンに必要な人物でありかつメキシコへの船旅に耐え得る健康状態ではないと書き送り、メキシコ管区側もセデーニョは健康を口実にメキシコに戻ろうとしていると批判したため、一五八八年七月一二日付でアクワヴィーヴァはメンドーサに対してセデーニョのマニラ残留を決定した旨を伝えている。(Mexico 1 f. 87, Monumenta Mexicana vol. 3. p. 341 同趣旨の指示は翌年三月一五日付のメンドーサ宛書簡でも繰り返されている Mexico 1 f. 87v. Monumenta Mexicana vol. 3 p. 368) こうしてセデーニョはフィリピン準管区長としてフィリピンから離れることなく、一五九八年死亡している。
（7）Ibid., f. 73v なお、アクワヴィーヴァは一五八六年六月一六日付のアントニオ・メネーゼス宛書翰において、「パードレ・エルナン・スアーレスに関しては、伝えられるところによれば、あちら（フィリピン）に渡ったことを若干後悔しているということである。そこで、彼は十分にオトミの言語に熟達していることでもあり、そちらの王国（メキシコ）においてより役にたつことができると思われます。そこで、もし適当と思われる場合には、彼を呼び戻すようにしていただきたい」と書き送っている。
Mexico 1 f. 75 (Monumenta Mexicana vol. 3 p. 173)
（8）Ibid., f. 74, 1586. 02. 24
（9）Ibid., f. 76v なお、参考に、一五八六年六月一六日付のヌエバ・エスパーニャ管区長アントニオ・メンドーサ

宛の総会長アクワヴィーヴァ書翰（Ibid., ff. 75–75v, Monumenta Mexicana vol. 3 pp. 173–174）には、この間の事情がはっきりと書かれている。「別の書翰でそちらにいる者に書き送ったように、決して中国やマカオに渡るように努めてはならないという命令が出されています。なぜなら、ヌエバ・エスパーニャの航海とポルトガルのそれとは混ぜ合わされるべきではないからであります。また、現在までのところフェリーペ国王ですらこれら二つの地域において行われている航海が混ぜ合わされることを許してはいないからであります。」

(10) Ibid., f. 76v

(11) 一五八六年二月二四日発の書翰をさす。（Ibid., f. 74）

(12) Ibid., f. 76v

(13) Ibid., f. 77

なお、一五八八年四月一八日付でアクワヴィーヴァは、スアーレスのマニラからの最後の書簡に返答し、日本へ向かうことの禁止を繰り返している。むろんスアーレスはこの総会長書簡を見ることはなかった。「八六年六月二五日及び二六日付の尊師の二通の書簡を受け取りました。その中で、尊師はそちらの地方の諸事情及び救済策を要する事態について報告をなさっております。会員がそちらを通って日本へ向かうということについては、主において考慮した結果不都合があるので、たとえ旅程が（東インド経由よりも）短かいとしても、適当ではないと判断いたします。既に出されております命令が遵守されるよう望みます。」（Ibid., f. 85v）

また、一五八九年七月一〇日にはライムンド・プラドに宛、彼の一五八七年七（六?）月二四日付書簡に言及し中国・日本への渡航禁止を繰り返している。（Ibid., f. 90）

(14) Philippin 9 ff. 88–92v

(15) Ibid., ff. 93–93v

(16) この書翰内容は、おおよそ次のようなものである。天正遣欧少年使節のローマと教皇による受け入れはこちらの会員も慰めた。しかしながら、当地では何もせず、むしろ逆に、プレシデンテの要請と院長が日本の準管区長に書簡を送り日本の貿易船を派遣するように要請したことからこちらに一二人ほどの日本人がやってきたが、彼らに対してまるで反対の事をしてしまった。一人をのぞき皆キリスト教徒であったが、彼らはこちらの海岸で持ってきた商品を失ってこの町に到着した。ゴベルナドールもまたイエズス会も彼らにはなにも援助せず、ただ、異教徒のサングレイたちの間にある藁でできた家に宿泊させ、こちらのパンに当たる米を少し与えただけであった。彼らは非常に慎み深く、他人に援助を求めることを潔よしとしない人々であり、イエズス会士もまた町からはなれたところに住んでいたので、一人のポルトガル人によってそれを知らされるまでは、彼らの窮状を知ることができなかった。スアーレスはそのことを知るとさっそく院長に伝え、彼らを養うための金を見つけるために町へ出かけた。そのかねでもって彼らをある期間養った。彼らに対して皆が酷く扱ったことは明かで、イ

エズス会は自分たちで彼らを呼んでおきながら彼らを助けようとしなかったのであるから会の側に罪があるのである。

(17) Ibid., f. 94v

(18) Philippin 9, f. 253（一五八七年六月二二日付マニラ発アントニオ・セデーニョの総会長アクワヴィーヴァ宛書簡）

Ibid., f. 260（一五八七年九月九日付マニラ発アントニオ・セデーニョの総会長アクワヴィーヴァ宛書簡）

なおこの書簡にはマニラへの日本人の渡来について言及されているが、それは一五八四年にマニラからマカオに向かったポルトガル船が途中から進路を変えて平戸に向かうという事件が起こったことを契機に、「平和的」にフィリピンとの交渉を望む平戸や長崎地方の日本人がマニラに渡来し始めていたことをさすことは言うまでもない事である。平戸からの日本人は松浦氏のスペイン国王への臣従の希望と中国への軍事的侵略を実施する場合の軍事援助提供を伝えてきた者であった。これらの日本人の動向がマニラのイエズス会士を刺激したのである。また、日本イエズス会側からのマニラに対する軍事援助要請もなにがしかの影響を与えたであろうことも想像に難くない。

(19) Ibid., f. 260

(20) Ibid., ff. 253–254（一五八七年六月二二日付マニラ発アントニオ・セデーニョの総会長アクワヴィーヴァ宛書簡）「日本からも商品を積んだ日本船が（マニラに）やって来ました。当地から日本までは三〇〇レーグア以上は離れてはいないからで、（日本の）パードレ達からの手紙を入手いたしました。（中略）彼らの何人かは異教徒ですが、その他はキリスト教徒である日本人がやってきました。彼らのうちの一人はGraviel（?）という名前で日本で何年も前からパードレが洗礼を与えた者達に説教したり教義を教えたりしてきました。彼は航海中も説教を行い乗り組みの者の内の八人を改宗させました。彼ら八人は昨日我々の教会で厳粛の内に洗礼を受けました。司教自らが洗礼を与え、アウディエンシアのプレシデンテと当地の貴人達が受洗親になりました。この船の到着によって修道会士達の中に日本へ赴きたいという望みが少なからずかき立てられる結果になりましたが、だれも日本へ渡航してはならないというグレゴリオ一三世が発布したMotu Proprioのことを知っておりましたし、私も用心のためプレシデンテにそれを提示いたしましたので、多くの麦があり働き手が少ないところに対してイエズス会が他会士に対して扉を閉めようと努めてきたことに対して遺憾の意を表しましたがあちらに向かうという希望は断念いたしました。司教は私にこの件を相談し、私は教皇聖下が示した理由を彼に説明し、日本にいる会員は信仰に篤いばかりでなく非常に博学であること、また彼らがそのように努めたのであるからそうするのが適当であると信ずべきこと、及び、当地からCianやCochinchinaに向かった一〇～一二人の修道会士が為した成果：混乱を引き起こし結局日本同様に麦があり働き手の不足は

それ以上であるこの島に戻ってきてしまったこと、を考えて欲しいと話しました。（中略）私は当地から修道会士が（日本に向かうことは）益よりもむしろ害になることを疑いません。」

また、翌六月二三日には、ポルトガル領東インドで一七年間軍人及び商人として活動した後（四年間の滞日経験を持っていた）マニラに渡り司教から叙階されたディオゴ・フェレイラ・デ・フィゲレイドも、平戸の領主からの命令でマニラに到着した二〇人の日本人が他会士の日本渡航を希望したことから司教が調査を行い、ローマ教皇へ報告を送ることをアクワヴィーヴァに通知し、自分の経験から日本へ他会士が渡航することは不都合であると書き送っている。Ibid., ff. 256–257 なお、同書簡には、ローマで記入された要約とともに、「この書簡及びパードレ・マヌエルの書簡の写しはマドリードに送付されること」と記されている。(f. 257v)

さらに、一五八七年六月二六日付でフィリピンのアウディエンシアのプレシデンテであるサンティアゴ・デ・ベラがメキシコ副王アルバロ・マンリーケ・スニガに宛てた書簡には次のような記述がみられる。「今年この港には中国のいろいろな地方からやってきた三〇隻以上の船、マカオの町からやってきたポルトガル人の船二隻、それに一隻の大きな日本船が大量の商品と物資、馬、牛、それに三〇〇〇人以上の人々とともに入港しました。（中略）昨年もこの諸島に一隻の日本の船がやってきて、麦、小麦粉、馬などの商品をもたらしました。しかしその船は、当地に到着する前にカガヤン地方で難破してしまいました。乗組員は船から逃れ、何人かのキリスト教徒と異教徒が当地にやってきました。私は彼らを厚遇し、必要なものを与えさせ、しばらく滞在させた後、彼らの地に送り返してやりました。彼らは大変に感謝し自分達に対して為された厚遇を述べたて、既に述べたように、今年も他の者とともに商品を積んで戻ってくることにしました。彼らはそれによって利益を得ています。彼らは王達の間に戦争があり、既に六三カ国を従えている都の王は彼の地にいるイエズス会のパードレ達に対し、自由に日本中で福音を述べ伝えることができるための通行許可証と好む者が受洗することのできるための許可を与えたことを述べました。このことはこの町のイエズス会に対してあちらから同じ会の一人のパードレが書き送ってきた書簡の中で保証しているところでもあります。」(Archivo General de Indias, Sevilla. Filipinas 18 A (ff. 3–3v))

(21) Philippin 9 f. 258 なお、この書簡はこれに続けて、日本にいるイエズス会士が貿易に介入してポルトガル人の利益を奪っているという不満がポルトガル人・スペイン人の間で語られていることについて書き送っている。

(22) Ibid., ff. 254–254v

(23) Ibid., f. 260

(24) Ibid., ff. 262–262v (1a. via), ff. 264–264v (2a. via)

(25) Monumenta Mexicana vol. 3 pp. 470–472
なお一五九〇年四月一七日付でもアクワヴィーヴァは

アベジャネーダに対して指示を送り、セデーニョに定着のための基金の確保を求めるよう書き送っている。(Mexico 1 f. 98v, Monumenta Mexicana vol. 3 p. 459)